

## 「アプリ定期（定期預金）規定」

### 1.（定期預金契約の成立）

アプリ定期（以下、「この預金」といいます。）は、お客様から三島信用金庫公式アプリ（以下、「さんしんアプリ」といいます。）を利用した預入れの申込を受け、当金庫がこれを承諾したときに、契約が成立するものとします。

### 2.（預入方法）

- （1）この預金の預入れは、あらかじめさんしんアプリに登録されたご本人名義の普通預金口座（以下、「指定口座」といいます。）から、資金を振り替えることにより行うものとします。
- （2）この預金の預入金額は、1口10万円以上1,000万円未満とし、預入単位は1円単位とします。
- （3）現金や証券類からの受入れはできません。
- （4）通帳および証書は発行しません。

### 3.（預入期間）

この預金の預入期間は、当金庫所定の次の期間とします。

6か月、1年、3年、5年、7年、10年のいずれかとします。

### 4.（自動継続）

- （1）この預金は満期日に前回と同一の期間の元金継続となります。
- （2）この預金の継続を停止するときは、満期日（継続したときは、その継続日）までにさんしんアプリで当金庫所定の手続きをしてください。この手続きがあったときは、この預金を満期日以後に支払います。
- （3）この預金の継続後の利率は、満期日（継続をしたときは、その継続日）における当金庫ホームページに掲載する利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときはその定めによるものとします。

### 5.（利息）

- （1）この預金の利息は、預入日から満期日（継続をしたときは、その継続日）の前日までの日数（以下、約定日数といいます。）および預入日における当金庫ホームページに掲載する利率により計算し、満期日（継続をしたときは、その継続日）に指定口座に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息支払いは次によります。

- ①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

②預入日の3年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金利息は、約定日数および約定利率によって6か月複利計算の方法で計算し、満期日に利息を支払います。

③中間払利息（中間払日がある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた利息の残額は満期日に支払います。

(2) この預金を満期日前に解約する場合の利息は、預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じです。）の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

①預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満……………約定利率×50%
- C. 1年以上3年未満……………約定利率×70%

②預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満……………約定利率×20%
- C. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×20%
- D. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×20%
- E. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×40%
- F. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×40%
- G. 3年以上4年未満……………約定利率×70%

③預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満……………約定利率×20%
- C. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×20%
- D. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×20%
- E. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×30%
- F. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×30%
- G. 3年以上4年未満……………約定利率×40%
- H. 4年以上5年未満……………約定利率×70%

④預入日の5年後の応当日から預入日の7年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満……………約定利率×10%
- C. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×10%
- D. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×10%
- E. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×20%
- F. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×20%

- G. 3年以上4年未満……………約定利率×40%
- H. 4年以上5年未満……………約定利率×50%
- I. 5年以上6年未満……………約定利率×70%
- J. 6年以上7年未満……………約定利率×90%

⑤預入日の7年後の応当日から預入日の10年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満……………約定利率×10%
- C. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×10%
- D. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×10%
- E. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×20%
- F. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×20%
- G. 3年以上4年未満……………約定利率×30%
- H. 4年以上5年未満……………約定利率×40%
- I. 5年以上6年未満……………約定利率×50%
- J. 6年以上7年未満……………約定利率×60%
- K. 7年以上8年未満……………約定利率×70%
- L. 8年以上9年未満……………約定利率×80%
- M. 9年以上10年未満……………約定利率×90%

⑥預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満……………約定利率×10%
- C. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×10%
- D. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×10%
- E. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×20%
- F. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×20%
- G. 3年以上4年未満……………約定利率×30%
- H. 4年以上5年未満……………約定利率×30%
- I. 5年以上6年未満……………約定利率×40%
- J. 6年以上7年未満……………約定利率×50%
- K. 7年以上8年未満……………約定利率×70%
- L. 8年以上9年未満……………約定利率×80%
- M. 9年以上10年未満……………約定利率×90%

(3) この預金の付利単位は1円とし、1年365日として日割で計算します。

(4) この預金の元金および利息は指定口座に入金します。

6. (定期の解約)

(1) 解約は、満期日(継続したときは、その継続日)までにさんしんアプリで当金庫所定の手続きをし

てください。この手続きがあったときは、この預金を満期日以後に支払います。

- (2) 原則として営業店窓口での解約の取扱いはいたしません。但し、当金庫がやむを得ないと認めた場合には、営業店窓口での解約手続きをとることが出来ます。その際は、メイン口座を契約されている取引店へ当金庫所定の払戻請求書の届出の印章により記名押印し、本人確認書類（運転免許証等）とともに提出してください。この場合、本人確認ができるまでは解約の手続きを行いません。
- (3) 解約後の元金および利息は、指定口座へ入金する方法により支払うものとし、現金での支払いはいたしません。
- (4) 解約後の取消・変更はできません。
- (5) 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときには、この預金は満期日前に解約できません。

#### 7. (計算書の不発行)

この預金は、原則として計算書を発行しません。なお、計算書が必要な場合はお取引店にお申し出ください。

#### 8. (三島信用金庫公式アプリ「さんしん」の利用終了)

この預金は、さんしんアプリの利用を必須とし、お客さまがさんしんアプリの利用を終了する場合、原則事前にこの預金を解約するものとします。

#### 9. (届出事項の変更)

- (1) 名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法で届出てください。
- (2) 前項の名称、住所その他の届け出事項の変更の届出前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

#### 10. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

#### 11. (規定の準用)

本規定に定めのない事項については、三島信用金庫公式アプリさんしん利用規約、各種預金規定、各利用規定等により取扱いします。

#### 12. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更できるものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

(2026.6)

